

「訪問販売お断りステッカー」について

1 考え方（方針）

- 「お断りステッカー」は従来どおり、市町村やボランティア等を通じて高齢者等の見守り活動の一環として配布を継続。
- ステッカーの文言については、見守り活動に伴い配布するものは従来どおり「悪質な」を記載したものとする。（調査用として、ステッカー中「断り方の例」を別添のとおり変更）
2に記載のとおり、今後、効果等に関する調査を進め、必要に応じて検討を行う。
- 事業者団体等との連携による適正取引等の他の施策に伴うものについては当該施策に合う形で作成。

2 効果及び文言の調査

(1) 調査方法

	目的	文言・デザイン	ステッカー貼付期間	調査数
消費者ボランティア等を通じた調査	表記効果	現行のステッカー	3～6箇月	100名程度
市町村と連携した調査		市町村のステッカー	3～6箇月	50名程度
大学と連携した調査	総合的研究	「悪質な」の文言入り、文言なしを想定	大学と調整	
事業者団体等へのアンケート調査	勧誘者への影響	適正勧誘等の推進を目的とする連絡会において、連絡会参加事業者団体、団体加盟の府内事業所にアンケートを実施		
京都府広報モニターによるアンケート調査	認知度等	ステッカーの配布は行わない。 (インターネットを利用したアンケート調査)		400名程度

※ いずれも関係機関等と協議中であり、全ての調査が実施できるかは未定

(2) 調査期間 令和4年度～6年度（次期行動計画期間中）

(3) 調査の結果

- ・ 随時報告(概ね1年毎)
- ・ 結果を踏まえ、施策検討に併せて「訪問販売お断りステッカー」の活用方法等について検討

【参考（過去の調査、他団体の調査）】

(1) 悪質商法に遭う消費者心理の考察事業（京都府）

<対象> 訪問活動モデル3地区（南山城、六地藏、長岡京）在住 255名（平均 64歳）

<時期> 平成 22年 11月～平成 23年 1月

<結果> 「お断りステッカー」を貼ったことによる実際の訪問販売数については、ステッカー一貼付後調査までの期間が1か月程度と短期間であったためか、いずれの地域も「変化なし」の回答が最も多く半数を占める一方で「減った」と回答する人も2割程度あった。

(2) 令和2年度第1回市政モニター調査（堺市）

<対象> 市内在住在勤在学の18歳以上で、公募による市政モニター498名

<時期> 令和2年8月26日～令和2年9月9日

<結果> お断りステッカーを利用していると回答した方のうち、ステッカーを貼ったことで、以前と比べて「訪問販売の件数が減った」という回答が20%、「件数は変わらないが断りやすくなった」という回答が13%あった。

(3) 令和3年度第1回市政モニター調査（速報値）（堺市）

<対象> 市内在住在勤在学の18歳以上で、公募による市政モニター482名

<時期> 令和3年8月20日～令和3年9月2日

<結果> お断りステッカーを「利用している」という回答が15%、「今後利用したい」という回答が39%あった。

別添

現行ステッカー

<p>悪質な 訪問販売 お断り!</p> <p>拒絶の意思を表明している消費者への勧誘は、京都府消費生活安全条例で禁止されています。 京都府消費生活安全センター・京都府警察</p>	<p>●訪問販売などで困ったときは● 京都府消費生活安全センター ☎075-671-0004 (平日:9時~12時、13時~16時) 消費者ホットライン ☎188番</p> <p>警察への相談 警察総合相談 ☎#9110 悪質商法110番 ☎075-451-9449 (24時間対応) 最寄りの警察署相談係</p>	<p>断り方の例</p> <p>・お断りします  お帰りください。</p> <p>・いきません 電話を切ります。</p> <p>訪問販売・電話勧誘販売での再勧誘は法律で禁止されています。 京都府消費生活安全センター・京都府警察</p>
---	---	---



調査用ステッカー

イメージ

<p>悪質な 訪問販売 お断り!</p> <p>拒絶の意思を表明している消費者への勧誘は、京都府消費生活安全条例で禁止されています。 京都府消費生活安全センター・京都府警察</p>	<p>●訪問販売などで困ったときは● 京都府消費生活安全センター ☎075-671-0004 (平日:9時~12時、13時~16時) 消費者ホットライン ☎188番</p> <p>警察への相談 警察総合相談 ☎#9110 悪質商法110番 ☎075-451-9449 (24時間対応) 最寄りの警察署相談係</p>	<p>我が家は、  の</p> <p>訪問販売をお断りします</p> <p><input type="text"/> 内に商品（サービス）を記入し、門扉に貼り付けるなどとして、ご利用ください。</p>
---	---	--

道府県別一覧

道府県名	ステッカー文言	名 義
北海道	訪問販売お断り!! STOP! 条例違反	北海道立消費生活センター (指定管理者(一社)北海道消費者協会)
青森県	迷惑な訪問販売・訪問買取りお断り	青森県消費生活センター
岩手県	消費者トラブル防止お守り	岩手県立県民生活センター
埼玉県	迷惑な訪問販売買取り等お断り 悪質商法・特殊詐欺撃退講習受講済	埼玉県
石川県	特殊詐欺悪質商法お断り	石川県・石川県警察本部・各警察署
京都府	悪質な訪問販売お断り! 拒絶の意思を表明している消費者への勧誘は、京都府消費生活安全条例で禁止されています。	京都府消費生活安全センター・ 京都府警察
大阪府	悪質な訪問販売(販売・買取・交換)お断り!	大阪府消費生活センター・大阪府警察
兵庫県	訪問販売お断り! 我が家は消費生活センターや警察に通報します	兵庫県・兵庫県消費者団体連絡協議会
奈良県	訪問勧誘お断り! 訪問販売・訪問購入(買取り)といった訪問による勧誘を拒否します	奈良県・奈良県消費生活センター
和歌山県	悪質な訪問販売お断り!! 買わない! いらない!	和歌山県消費生活センター
岡山県	悪質な訪問販売などに注意! 訪問販売お断り!	岡山県消費生活センター
福岡県	悪質な訪問販売お断り!!	福岡県・福岡県警察
佐賀県	わが家では登録証のない訪問販売お断り! 勧誘・セールスお断り、勧誘・セールス一切お断り	(佐賀県) 佐賀県金融広報委員会
大分県	悪質な訪問販売お断り!	大分県消費生活・男女共同参画プラザ、大分県警察



北海道



青森県



岩手県



埼玉県

特殊詐欺 悪質商法

お断り!

詐欺かな?と思ったら、迷わず
#9110 (警察相談専用電話)

契約トラブルは
188 (いやね!)
(消費者ホットライン)

シールの使い方
●盗難防止シールは製品の裏面、封筒裏、インターフォンなどに貼ってください。
●右側上部のシールは受話音などに応じて使用してください。
●プラスチック、紙、木など安心でない材質で製成した後も跡が残らない場所に貼ってください。
●ご家庭等にシールを貼る場合、自主に確認してください。

石川県・石川県警察本部・各警察署

石川県

悪質な訪問販売 お断り!

拒絶の意思を表明している消費者への勧誘は、京都府消費生活安全条例で禁止されています。

京都府消費生活安全センター・京都府警察

●訪問販売などで困ったときは
京都府消費生活安全センター
☎075-671-0004 (平日9時~12時、13時~16時)
消費者ホットライン
☎188番

警察への相談
警察総合相談 ☎#9110
悪質商法110番 ☎075-451-9449 (24時間対応)
最寄りの警察署相談係

京都府

断り方の例

お断りします
お帰りください。
いきなりNO!

いりません
電話を切ります。

訪問販売・電話勧誘販売での再勧誘は法律で禁止されています。
京都府消費生活安全センター・京都府警察

悪質訪問勧誘（販売・買取・交換）お断りステッカー

このステッカーを主要な目に見えることにより、悪質な事業者の強引な勧誘を断り、消費者被害の未然防止になります。
大阪府消費者生活安全条例では、「拒絶の意思を表明している消費者への勧誘行為」は、不当な取引行為として禁止されています。
また、相談窓口の電話番号が書かれたステッカーは電話勧誘防止に貼ってください。

【貼付】 玄関付近の平らな所にお貼りください。

悪質訪問勧誘（販売・買取・交換）お断りステッカー

このステッカーを主要な目に見えることにより、悪質な事業者の強引な勧誘を断り、消費者被害の未然防止になります。
大阪府消費者生活安全条例では、「拒絶の意思を表明している消費者への勧誘行為」は、不当な取引行為として禁止されています。
また、相談窓口の電話番号が書かれたステッカーは電話勧誘防止に貼ってください。

【貼付】 玄関付近の平らな所にお貼りください。

必要なものは「いきません」とはっきり断ることが大事です。
「おかしいな?」と思ったときは、消費者生活相談窓口へご相談ください。

必要なものは「いきません」とはっきり断ることが大事です。
「おかしいな?」と思ったときは、消費者生活相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン	188	市町村の消費生活相談窓口	
大阪府消費生活センター	06-6616-0888	大阪府警察本部悪質商法110番	06-6941-4592
大阪府消費生活センター	06-6616-0888	大阪府警察本部悪質商法110番	06-6941-4592

大阪府

訪問販売お断り!

我が家は消費生活センターや警察に通報します

兵庫県消費生活センター
警察に通報します

くらしの
安全安心

兵庫県・兵庫県消費者団体連絡協議会

兵庫県

訪問販売、訪問購入(買取)といった訪問による勧誘を

お断り!

拒否!

勧誘を目的とした訪問の場合、直ちに立ち去ってください。

このステッカーを無視して勧誘を行った場合、奈良県消費生活安全条例違反となります。

相談窓口 消費者ホットライン ☎188

奈良県・奈良県消費生活センター

奈良県

悪質な訪問販売 お断り!!

買わない! いらない!

まずは、消費生活相談窓口にご相談します。

和歌山県消費生活センター
073-433-1551
0739-24-0999 (紀南支所)

和歌山県

~自宅の目につく場所に玄関のドアにお貼りください~

訪問販売お断り!

悪質な訪問販売などに注意!

もしものときは ☎188

もしものときは、一人で悩まず まず相談!
消費者ホットライン
☎188

岡山県消費生活センター

緊急時の連絡先

氏名 _____ (自分との関係)

電話番号 _____

岡山県

玄関外側にお貼り下さい

悪質な訪問販売お断り!!

必要ない物は、キッパリ
いりません!!
帰らないときは、ハッキリ
帰ってください!!

●ドアをすぐに開けないこと!!
●その場で契約せず、家族や消費生活センターにまず相談!

消費者トラブル・ニセ電話詐欺等で困ったときは!

福岡県消費生活センター 092-632-0999

消費者ホットライン 188 泣き寝入り!!

福岡県警察 110 又は #9110

福岡県・福岡県警察

福岡県

●悪質セールスお断りシールセット●

お断り!

勧誘・セールス
お断り!

訪問販売お断り!

わが家では登録証のない訪問販売お断り!

勧誘・セールス 一切 お断り!

わが家では登録証のない訪問販売お断り!

佐賀県・佐賀県金融広報委員会

佐賀県

悪質な訪問販売お断り!

お断り!

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)
097-534-0999
大分県警察

大分県